

熊本県建築物の耐震改修の促進に関する法律等の規定に基づく認定等の
実施に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年規則第31号。以下「規則」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要項において「耐震改修計画の認定」とは、法第17条第3項の規定により知事が認定を行うことをいう。
- 2 この要項において「認定計画」とは、耐震改修計画の認定を受けた耐震改修計画をいう。
 - 3 この要項において「計画認定建築物」とは、耐震改修計画の認定を受けた建築物をいう。
 - 4 この要項において「認定事業者」とは、認定計画に係る事業を行う者をいう。
 - 5 この要項において「建築物の安全性の認定」とは、法第22条第2項の規定により知事が認定を行うことをいう。
 - 6 この要項において「区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定」とは、法第25条2項の規定により知事が認定を行うことをいう。
 - 7 この要項において「建築物耐震診断評価者」とは、建築物の耐震診断の結果を評価する技術的能力を有すると認められた者として知事が指定したものをいう。

(耐震改修計画の認定に係る事前協議)

- 第3条 知事は、耐震改修計画の認定の申請をしようとする者に対し、耐震改修計画について、あらかじめ、知事に協議を行うことを求めるものとする。
- 2 前項の規定による協議は、別記第1号様式に次に掲げる図書を添えて、知事に提出して行うものとする。
 - (1) 省令第28条に定める認定申請書の写し及び図書
 - (2) その他知事が必要と認める図書

(建築主事・消防長等の同意)

- 第4条 当該計画が、法第17条第4項及び第18条第2項の規定により、建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合には、知事は、当該計画に係る建築物の敷地の所在する市町村を所管する建築主事に、耐震改修計画に関して別記第3号様式により、協議を行い、その同意を得るものとする。
- 2 当該計画が、法第17条第5項及び第18条第2項の規定により、建築基準法第93条の規定を準用する場合には、知事は、当該計画に係る建築物の敷地の所在する市町村

を所管する消防長に、耐震改修計画に関して別記第3号様式により、協議を行い、その同意を得るものとする。

(耐震改修計画が認定基準に適合しないことを認めた場合)

第5条 知事は、耐震改修計画の内容が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないことを認めたときは、別記第4号様式により申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画の変更)

第6条 法第18条第1項の規定により、認定計画の内容を変更しようとする場合には、第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「別記第1号様式」とあるのは、「別記第2号様式」と読み替えるものとする。

(工事現場の表示)

第7条 知事は、認定事業者に対して、計画認定建築物の工事を実施する場合には、当該工事現場の見やすい場所に、別記第5号様式により認定を受けた旨の表示を行うよう求めるものとする。

(施工状況の報告)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その状況を別記第6号様式により知事に報告しなければならない。

(1) 認定建築物の工事が完了したとき。

(2) 知事が報告を求めたとき。

2 前項第1号に基づく報告は、認定計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものであった場合には、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済み証を添えて行うものとする。

(完了検査)

第9条 知事は、前条第1項1号の規定による報告を受理したときは、認定事業者が認定計画に従って耐震改修を行っているかを検査するものとする。ただし、前条第2項の規定によるものを除く。

(計画認定建築物に係る改善命令)

第10条 知事は、認定事業者が認定計画に従って耐震改修を行っていないと認めるときは、法第20条の規定により、認定事業者に対し別記第7号様式により、その改善に必要な措置をとるよう命じるものとする。

(耐震改修計画の認定の取消し)

第11条 知事は、法第21条の規定により耐震改修計画の認定を取り消したときは、別記第8号様式により認定事業者に通知するものとする。

(建築物の安全性の認定の基準に適合しないことを認めた場合)

第12条 知事は、建築物の安全性の認定の申請に係る建築物が法第22条第2項に掲げる基準に適合しないことを認めるときは、別記第9号様式により申請者に通知するものとする。

(建築物の安全性の認定の取消し)

第13条 知事は、法第23条の規定により建築物の安全性の認定を取り消したときは、別記第10号様式により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(安全性の認定を受けた建築物の耐震性に係る改変)

第14条 知事は、建築物の安全性の認定を受けた者に対して、当該認定を受けた者が当該認定を受けた建築物について耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行おうとする場合には、改めて、知事に協議するよう求めるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定の基準に適合しないことを認めた場合)

第15条 知事は、区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定の申請に係る建築物が法第25条第2項に掲げる基準に適合していないと認められないときは、別記第11号様式により申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要項に定めるもののほか、建築物の耐震改修の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成8年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現に旧要項第6条第1項に基づく評価機関であり、熊本県建築物耐震改修計画評価機関指定要領（平成20年10月1日施行）に基づく指定基準を満たしている場合、この要項に基づき知事が指定したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年3月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現に旧要項第2条第4項の規定に基づく評価機関であるものは、この要項により知事が指定した建築物耐震診断評価者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和3年2月10日から施行する。